



平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿 部 宣 男

被告 松 崎 参

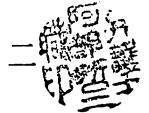
準備書面(1)

2015(平成27)年1月29日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲 二



弁護士 湯 山 花 苗



弁護士 平 松 真 二 郎



第1 請求の原因に対する認否・反論

1 請求の原因第1は認める。

2 同第2について

(1) 同第2の1は認否の限りではない。

(2) 同第2の2について

ア 同2の(1)は不知。

イ 同2の(2)のうち、被告が認識しているホタル飼育の経過は以下の通りであり、これと反する原告の事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

(ア) 板橋区温室植物園におけるホタル飼育は、原告の著書「ホタルよ、福島にふたたび」(乙1号証)によれば、飼育開始にあたり原告が採取したホタルの卵は、福島県大熊町のゲンジボタルの卵が300個、栃木県栗山町(現日光市)のヘイケボタルの卵が700個の合計1000個であ

った（乙第1号証82～83ページ）。

板橋区に残された記録によれば、原告が採取したこれらの卵から孵化、成長し、成虫にまでなった（羽化した）ホタルは、ゲンジボタル150匹、ヘイケボタル550匹、合計700匹とされており（乙2号証11ページ）、羽化したホタル割合は70%である。

なお、原告は、初年度の羽化数について「ゲンジとヘイケ合わせて450匹ほどでした」（乙第1号証92ページ）と述べており（それでも羽化率は45%になる）、板橋区へ報告された「700匹」と食い違っている。

いずれにせよ、原告は、羽化率について、自然界では「0.05パーセントぐらいですかね」、施設での飼育では「2.1パーセントといったところでしょうか」と述べているところ（乙第1号証152ページ）、採取した卵のうち70%あるいは45%という飼育初年度の羽化率は、自然界と比較して異常ともいえるべき高率となっている。

(イ) この点について、原告は「卵の写真を撮ることはしなかったし、もちろん世話なんか一切しません。飼育方法なんてまったくわからないのですから。それどころか観察することもなかった。置きっぱなしの状態です。ホタルなんかとは極力関わりたくなかったのですから当然です。正直、うまく育つわけなどないと思っていました。当時からホタルの飼育はとても難しいと言われていたからです。しかも私はホタルについて何も知らない素人。これで万が一、無事に生まれて育ったら、それはもう奇跡と呼ぶほかありません。何よりホタルなんて見るのも嫌な私には、育ってしまっただけが都合が悪いわけです。ところが、皮肉なものですねぇ。何の因果か、その奇跡が起こってしまったのですから。」（乙第1号証84ページ）と述べられており、高率となった科学的理由は何ら説明されず、「奇跡」とされている。

なお、訴状においては、原告は、異常なまでに高率の羽化率の理由を「温室植物園の環境がホタル飼育に適した条件であったため」と説明しているが、どのような飼育環境が適しているか具体的、客観的なデータは全く明らかにされておらずにわかに措信しがたい。

(ウ) 原告は、訴状においても、ホタル飼育を始めた平成元年当時「手探りでの飼育であった」と述べる一方、平成2年初夏には「ホタルが次々と羽化し」と述べる一方で、「原告は、前年はホタルが生育したものの、どのように飼育すべきか全くわかっていなかった」ことから「様々な試行錯誤を行うようになった」と述べるにとどまり、ホタルの生育にどのような環境が適切であるかについて、温度、湿度等を含め客観的データは全く明らかにされていない。

ウ 同2の(3)のうち、温室植物園廃止の経過は以下の通りであり、これと反する原告の事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

(ア) 原告は、平成4年に飼育開始時の温室植物園が廃止され、現在の板橋区ホタル生態環境館のある施設に引っ越す際に「引っ越しが未了の段階で板橋区が突如解体作業を開始したため、温室植物園内に残っていたホタルの幼虫等が多数死亡する事態となった」と主張する。

(イ) しかしながら、温室植物園廃館時に「幼虫等が多数死亡」したというのは原告の一方的な主張にすぎず、そのような報道がされたことをもって客観的な裏付けのあるものということとはできない。

当事者である板橋区は、1992（平成4）年9月22日に開催された板橋区議会の本会議において、山内金久議員が「去る8月15日付け、ローカル紙の1面トップで、高島平八丁目の温室植物園の全面建て替え工事でホタルが数十万匹見殺しにされたのではないかとの報道がされ、住民の方々から、板橋区は何を考えているのか、ホタルを見殺しにするなど、とまどい、不信の聲が上がっているのであります。そこで、区長にお尋ねしますが、第一に、この事実関係を明らかにすべきと考えます、そして、広報などできちっとPRすべきと考えますが、いかがでしょうか」との質問に対し、当時の石塚輝雄区長は「一部の方が言われているような、ホタルを見殺しにするというような報道がありますけれども、これは全く事実無根でありまして、私も大変迷惑を受けておりまして、この機会に、このことについては、事実無根であるということを明らかにしておきたいと思っております」と答弁し、「ホタルを見殺しにし

た」という報道自体を事実無根と否定しているところである（乙第3号証）。

すなわち、板橋区が温室植物園の建て替え工事に際して、ホタルの移転作業が完了していない段階で建物の解体工事に着手した事実はなく、原告の主張は事実と反しているというべきである。

エ 同2の(4)のうち、「板橋区ホタル飼育施設」でのホタル飼育の経過は以下の通りであり、これと反する原告の事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

(ア) 原告は訴状で「平成25年に至るまで、ホタルを累代飼育（世代交代）するという他に類を見ない成功を収めてきた」と主張する。

しかしながら、ホタル館において、原告の主張においても始期は不明であるが平成25年までの累代飼育が実際に成功していたことを裏付ける記録は原告の主張以外存在しない。

(イ) 被告は以下の点から累代飼育の実態に疑念を持ったものである。

① 2014（平成26）年1月27日に板橋区環境課が実施したホタル館での生息数調査において、ホタル幼虫が2匹しか発見されず、ホタル館内に生息していると推計される総数が23匹であり、この数字は、原告が例年、区に報告してきた2万匹前後の羽化数にみて遠く及ばない数であったこと。

② 毎年夏のホタルの夜間公開時前に、ホタル館へ「成虫を持ちこんだ」との証言があること。

③ 原告自身が2014（平成26）年9月5日に放送されたTBSテレビのニュース番組「Nスタ」において、記者の質問に答えて、平成7年に区に報告していた「20万匹」という飼育数（羽化数）について「20万匹というのはウソです」「当時、板橋区として『数を拡大して言え』というのがあったんです」「あの施設で20万飛ぶわけではないだろうという部分は実はある。ただもう記録に残っちゃってるので、私はだから言わない。今日までひと言も誰にも言ったことがなかった。今回初めて自分は暴露した」などと述べていること。すなわち、

これまでに板橋区が公表してきたホタル館のホタル飼育数を含むホタル飼育の実態は、原告が区に報告したものをそのまま鵜呑みにして公表したものにすぎず、累代飼育に成功していることを科学的に確認したものでなかったことが明らかになったこと。

- ④ 飼育初年度（平成元年）から平成25年までの間、累代飼育が継続していたのであれば、飼育初年度のゲンジボタル300個、ヘイケボタル700個の卵から始まったのであるから、途中で外部から個体が混入されていないのであれば、近親交配が多数行われていると考えなければならぬ。

にもかかわらず、原告は「これはねホタルは昔から400メートルの範囲で発生すると、400メートル離れたところで発生する。それが何百年、何千年と続いているんですね。ホタルというのは近親相姦が起こりづらい遺伝子を持っている。だから羽化率が1パーセントに満たない。卵から考えた場合、親になる確率は、自然界では0.05%の確率だとも言われている。近親相姦を起こさない強い遺伝子を彼らなりに持っているわけですね。同じ甲虫類とした場合、カブトムシやクワガタなどは、近親交配は起きるんですね。ホタルに関しては、近親相姦が起こりにくい遺伝子をもっている」と述べているが、「ホタルは近親相姦が起こりづらい遺伝子を持っている」ということを明らかにする研究は存在しておらず、科学的根拠を持った説明ではなかったこと。

- (ウ) なお、「板橋区は、原告が開発したホタル飼育方法を平成14年に特許申請し、平成19年1月12日、『ホタルの累代飼育システム及び方法』として特許を取得した（特許第3902476）」ことは認める。

しかし、この特許に基づく方法によってホタルの累代飼育を真に実現できるものであったかどうかは、特許取得の事実とは別問題である。当該特許は、累代飼育の方法が定式化されたものではなく、発明した原告以外には実施できないものとされているものである。

また、原告は、この特許が全国のホタル再生事業に活用されてきたとされるが、一方で原告自身が「大切なのは、どの部分を選ぶかです。周

囲の自然なり風景と調和せせることも必要ですが、私は“磁場”を大切にしています。いわば、その場所から発せられるエネルギーのようなものです。神経を集中して磁場を感じていると、必ず『ここだ』と思える場所があります。自然が教えてくれているのだと思うのです。これが非常に重要。理屈では説明できないのですけどね。私が黙ってジッとしていると、依頼元の人たちは何をしているのかと思うわけですよ。場所を移動すれば、ゾロゾロと後をついてくる。『頼むから一人にしてくれ~!!』なんて思ったりします。磁場を感じたら、イメージを思い浮かべます。目を閉じると夜の光景がまぶたに映る。その中にホタルさんが舞っているかどうか……。イメージが浮かばない場所であれば、環境づくりはできません」と述べている（乙第1号証159～160ページ）。

特許法第2条1項によれば「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されているが、ホタルの累代飼育システムにおいて「磁場」という通常の人間の五感では感じ得ないものを感じる「超能力」ともいうべき能力を必要とするならば「自然法則を利用した技術」に該当するものではないというほかない。

また、特許が認められるためには、「技術は一定の目的を達成するための具体的手段であって実際に利用できるもので、技能とは異なって他人に伝達できる客観性を持つものである」（最高裁昭和52年10月13日判決）ことが必要とされることからすれば、原告以外に実施できない「方法」が真に特許に値するか、疑わしいというべきである。

(エ) 板橋区は、ホタル館を所管する資源環境部環境課において調査を進め、2015（平成27）年1月20日、区議会区民環境委員会に、「板橋区生態環境間の歩手ある生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について」と題する報告書を提出した（乙第2号証）。

その報告によれば、2013（平成25）年度の夏には約20,000匹のホタル（成虫）が飼育されていたと報告されているが、「平成25年度のホタル飼育環境に特段の変化がない中で、平成26年度の夏、わずか1.1%の211匹しか確認できなかったことは、当該施設で約20,000匹のホタルが飼育されていなかったと考えざるを得ない」（乙

第2号証12ページ)とし、さらにホタル館への外部からホタル(成虫)を持ち込んでいた事実が明らかにされている。

さらにホタルの塩基配列解析(DNA)調査を行い、原告が主張する25世代の累代飼育の事実がなかったことが明らかにされている。調査結果によれば、「ゲンジボタルは平成元年に福島県大熊町から卵を約300個譲り受け、25世代にわたり交配を繰り返してきたとされている。これが事実であるとすれば、すべての検体はグループI(引用者注:ゲンジボタルの遺伝子型の分類 北海道から東北に分布するグループ)にぞくすることになり、成虫生体の取引が盛んにおこなわれているといわれる西日本系のグループIVやその他のグループは検出されないはずである」

(乙第2号証22ページ)にもかかわらず、ホタル館から採取した検体からは「グループIに属する遺伝子を持つ個体は見つからなかった」(乙第2号証27ページ)ところである。これらの検査結果から「ホタル生態環境館において平成26年に羽化または発見されたゲンジボタルのDNA調査では、福島県大熊町のホタルでなく、西日本地方のDNAを持ったゲンジボタルであることが明らかになった。これは、西日本地方のDNAを持ったホタルが人為的に移動されていた可能性が高いということを示しており、元飼育担当職員が述べていた累代飼育がなされていたなら、西日本地方のDNAが存在するというのは不自然である。」(乙第2号証27ページ)として「ホタル生態環境館のホタルは、外部から人為的移動により持ち込まれ、累代飼育もおこなわれていなかったものと考えられる。このことは、累代に及び板橋育ちのホタルが現時点において存在していないことを意味するものである」(乙第2号証27ページ)と結論付けている。

オ 同2の(5)のうち、原告が主張する学位の取得あるいは論文執筆の事実は認めるが、評価についてはいずれも争う。

なお、原告は、「それまでの7代にわたる飼育の結果について、『水圏環境の回復に向けたホタル生態系の設計と構築(第1報 閉鎖型ミニ生態系による模擬と7世代継承の成果)』という論文を著わし」て、茨城大学から学位

を受けたようであるが、上記のとおり、区の調査によってホテル館において累代飼育がおこなわれていなかったと結論付けられていること、さらに、原告自身が、2014（平成26）年9月5日放送されたTBSテレビのニュース番組「Nスタ」において、記者の質問に答えて、平成7年に区に報告していた「20万匹」という飼育数（羽化数）について「20万匹というのはウソです」「当時、板橋区として『数を拡大して言え』というのがあったんです」「あの施設で20万飛ぶわけではないだろうという部分は実はある。ただもう記録に残っちゃってるので、私はだから言わない。今日までひと言も誰にも言ったことがなかった。今回初めて自分は暴露した」などと述べており、そもそも7世代の累代飼育を行ったとする原告の主張自体疑わしいものといわざるを得ない。

そのほかの論文についても、DNA解析などホテルの累代飼育について科学的な検証は全くなされておらず、原告執筆の論文の存在が、原告がホテルの累代飼育を行っていたことを裏付けるものと評価することはできない。

カ 同2の(6)のうち、原告の事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

(ア) 原告は、「平成16年8月にホテルの卵にカビが生えてしまうという事態が起こり」と主張し、これがナノ銀による除菌を行うきっかけとなったと主張している。

(イ) しかしながら、2014（平成26）年11月11日に開催された板橋区議会区議会区民環境委員会において、甲第13号証として報道されている「ホテルの卵にカビが生えた」という情報の提供元について、区環境課参事が「そういうカビが生えたといわれる事件というか出来事が平成16年起きたが、記事になったのは17年ということで、広聴広報課にも確認したけれども、基本的にまずそういったカビが生えたというようなプレス発表はしていないということを聞いております。内部でそういうカビが生えて困ったとかいう話はあったかもしれませんが、区として外向けに公に発表はしていない」と答弁している。これは、平成16年8月当時、板橋区は「カビ事件」の存在を把握していなかったこと

を示す答弁である。また、同委員会では、平成16年8月当時の原告の直属の上司であった現在の区環境部長が「カビが生えたのを見たか、どうかということで、それは私が、いまいわれて迂闊だったんですけども、実際には生えた状況は残念ながらその当時、話を聞いて『うん』ということいろいろどうしようということをやったもので、その現物を見た、確認したことはしなかったというのが事実でございます」と答弁している（乙第4号証）。

すなわち、平成16年8月に「ホテルの卵にカビが生えた」こと自体、原告以外に確認した者はおらず、区に報告もされていないのである。翌年になって甲第13号証のような新聞報道がなされたとしても、平成16年8月に「ホテルの卵にカビが生えた」事実そのものが存在していたことも疑わしいのである。

キ 同2の(7)のうち原告主張のうち以下の事実と反する事実主張は否認し、評価についてはいずれも争う。

なお、原告は「板橋区の下承を得て、板橋区から現地に職員として派遣されて、ホテル再生の技術指導を行ってきた」「生態水槽又は水路製作に携わった場所は、130カ所以上にも上る」と主張しているが、特許権者である板橋区に支払われた特許使用料は、ホテル生態水槽とホテル水路を合わせても25件にしかならず、原告の主張は事実と反している。

(3) 同第2の3について

ア 同3の(1)の事実主張は否認し、評価についてはいずれも争う。

原告は「平成23年3月の東日本大震災」後に、「そんな中で、ナノ銀担持物質（例えば御影石）をとおして菌が除去できるのであれば、放射性物質にも効力があるのではないかという助言」を受けたと主張する。

しかし、「除菌」と「放射性物質」の放射線の問題が、扱う事象の科学的分野も、粒子レベルもまったく違うものであり、両者を同一視して、除菌効果があるから放射性物質の除去も可能と考えること自体、科学的にはおよそ考えられないことである。

さらに、原告はまた、その後に「除染実験に着手」「放射性物質のレベルが下がることが確認された」と主張しているが、どのような除染事件を行い、「放射性物質のレベルが下がる」ことが確認されたのか全く明らかにされていない。原告のインターネットのツイッター上での書き込みよれば、2011（平成23）年3月14日には「ナノ銀担持濾材を通せば、例えば尿でも飲料出来ます。ナノ銀はウイルスや病原性大腸菌群、放射能も分解できます。板橋区ホテル飼育施設には若干ナノ銀があります。被災地に送りたいです。」とツイートし、これを読んだ者から「いくらなんでも放射能の分解は言いすぎでしょう」との批判を受けている。福島第一原発事故発生3日後に早くもナノ銀による「放射能の分解」効果を主張しているが、「放射能の分解」など科学的検証に耐えられるものではなく、原告の主張は荒唐無稽というほかない。

イ 同3の(2)の事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

原告は、放射線物理学の専門家でもなく、放射線や放射性物質を扱う資格を有していない。原告の主張する、「検証実験」結果に照らせば、原告はかなりの多量の放射性物質を「実験」対象にしたと主張しているが、仮にこれらが事実であるとすれば、健康に害を及ぼすことも想定しなければならないほどの放射性物質を扱いながら、放射線防御の対策はほとんどとられていないことを指摘しておく。

また、10,000Bq/kgを超えるものは「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき管理しなければならないとされており、板橋区においても、除染については文部科学省と協議のうえ、同省から紹介された社団法人日本アイソトープ協会に、その処理と引取りを委託しており、同協会では、第1種放射線取扱主任者がその任に当たっていた。なお、10,000Bq/kgを超えないものであっても、板橋区では区の除染方針に基づいて処理するのがルール化されていたところである。原告は、「検証実験」はこれらの法規制を無視して行われたものであると主張するのであろうか。その意味でも原告が主張する「検証実験」自体、複数の検証、反証といった科学的検証に耐えられるものではないというほかない。

ウ 同3の(3)の事実主張いずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

原告は、数度にわたって「研究成果」を発表したことをもって、「ナノ銀による放射線低減」なるものを、科学的根拠があるかのように主張しているが、研究成果を「発表」しているからといって、原告の主張する「現象」がじっさいに起きていることの証明にはならない。

なお、「第51回アイソトープ・放射線研究発表会」を主催した日本アイソトープ協会の関係者であるからは、原告が「研究成果」を「発表」した際、関係者の間で「困った人たちが出てきた」と話題になったが、同協会では発表会前に事前審査などせず「自由に発表してもらおう」ことを理念としていると聞かされている。

(ア) 同(3)の①平成25年2月の発表について

「ほぼ“半減期”が約1～2か月程度の減弱効果が存在する」などと主張しているが、放射性同位体の半減期は、それぞれの同位体ごとに固有のものであり、半減期が減弱あるいは短縮されることはあり得ない。これらは、自然科学における人類の実証的探求の結果、科学的事実が立証されている放射線物理学の学問的知見である。

原告の主張が仮に真だとすれば、これまでの放射線物理学の学問的知見をひっくり返す世界的大発見である。

(イ) 同(3)の②平成26年1月の発表について

原告は「“低エネルギー核反応” LENRが有力」などと主張しているが、これは「常温核融合」と同種の主張と思われる。

常温核融合は1990年代に科学界においてもはやされた時期もあったが、いまでは、その存在は否定され、いわゆる「トンデモ科学」「インチキ科学」「病める科学」の実例のひとつとされている。

(ウ) 同(3)の③平成26年7月の発表について

ここで「発表」された「実験」では、市販のカリ肥料が放射線源として使われており、もはや科学的な検証に耐える実験などではないことは明らかである。

なお、原告は、この「発表会」に「ホテル館館長」としてエントリーし

ているが、これは区を懲戒免職された後であり、板橋区環境課から『板橋区』を名乗らないように」注意を受けている。

以上のとおり、原告はナノ銀による「放射能の低減効果」「放射性物質の真の除染・消滅」などを掲げるのであるが、こうした主張は数々の「研究発表」を通じても、科学的検証に耐えられるものではなく、研究者の間で肯定的に評価されたことは皆無であるといつてよい。

なお、2013（平成25）年3月6日の参議院本会議において、森ゆう子参議院議員による「放射能対策は最優先の課題です。原発サイトの汚染水問題や各地の放射性汚泥など、一時的な管理は限界に達しつつあります。新しい技術も活用し、これまでにない発想で早急に対応すべきです。……例えば、新しい技術の中に、下村文部科学大臣もご関心のあるナノ純銀によるセシウム低減技術があります。2月6日、放射性関係の研究会で、半減期を著しく短縮させる減弱効果があったとの検証測定結果が報告されました。まずは、しかるべき機関に実情を調査研究させるべきと考えますが、下村大臣、いかがですか」との諮問に対し、下村博文文部科学大臣は「森議員から、ナノ純銀によるセシウム低減技術についてのおたずねがございました。除染技術については、これまでも様々な研究機関や団体から新しい技術が提案され、日本原子力開発機構においては、様々な除染技術に対して実証試験等を行い、その効果を確認してまいりました。さて、私も関心のあるナノ純銀によるセシウム低減技術でございますが、日本原子力開発機構が関係の大学とともに二度にわたる試験を実施しましたが、残念ながらご指摘の効果は確認されなかったものと聞いております。」と答弁しているところである（乙第5号証）。

3 同第3について

(1) 同1の事実はいずれも認める。

なお、「似非科学」、「トンデモ科学」、「インチキ科学」といった表現は、科学的検証に耐ええないにもかかわらず、科学を装って主張される言説に対する評価を示す一般名詞として用いられている。

(2) 同2の事実はいずれも認める。

(3) 同3について

ア 同3の(1)は認否の限りではない。

イ 同3の(2)のうち事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

ウ 同3の(3)のうち原告が板橋区の元職員であること及び茨城大学から理学博士の学位が与えられていることは認め、その余の事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

エ 同3の(4)のうち事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

4 同第4について

(1) 同1の事実はいずれも認める。

(2) 同2の事実はいずれも認める。

(3) 同3のうち事実主張についてはいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

5 同第5について

(1) 同(1)の事実はいずれも認める。

(2) 同(2)の事実はいずれも認める

(3) 同(3)のアないしエの記載のうち、事実主張についてはいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

6 同第6については認否の限りではない。

7 同第7のうち、被告が日本共産党の板橋区議会議員であることは認めるが、その余の事実主張はいずれも否認し、評価についてはいずれも争う。

以上